相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市本大久保一丁目五四八番地一二三、最後の住所千葉県習志野市本大久保一丁目八番一〇号
被相続人　亡　大類　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所千葉市中央区中央三丁目三番一号
フジモト第一生命ビル九階　酒井正利法律事務所
相続財産管理人　弁護士　酒井　正利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市浜勝浦九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邉　昭男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所千葉県長生郡一宮町一宮二六四六―二　東日駅前ビル二〇二　弁護士法人川目法律事務所上総一ノ宮支部
相続財産管理人　弁護士　松本　知世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市富里二丁目四番、最後の住所千葉県柏市富里二丁目四番二―五〇三号
被相続人　亡　小岩屋秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所千葉県松戸市松戸二〇六三―一三　江戸川ハイツ三〇二号　田中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市江曽島四丁目二一九番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙谷　昌男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所東京都新宿区市谷田町三丁目二〇番地八橋田健次郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋田健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区本所二丁目二番地三、最後の住所東京都足立区西綾瀬三丁目二〇番二号　金重荘　被相続人　亡　長原千惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区門前仲町一丁目一七番地二、最後の住所東京都足立区関原二丁目一三番四号　被相続人　亡　有山榮太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号第二ヒロタビル二階倉持法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区関町東一丁目甲一三番地、最後の住所東京都練馬区関町東一丁目一番二六号　被相続人　亡　新井　孝典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号
相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小金井市本町五丁目二六九一番地、最後の住所東京都小金井市本町五丁目三八番三四―一〇二号クレア武蔵小金井
被相続人　亡　清水　洋一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号　朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山三丁目五〇番地、最後の住所東京都文京区白山三丁目三番八号
被相続人　亡　星野しげの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
東京都台東区元浅草二丁目六番四号上野三生ビル六階畑・芳仲法律事務所
相続財産管理人　弁護士　芳仲美惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市保田四四四一番地一、最後の住所新潟県阿賀野市百津八八番地白鳥荘
被相続人　亡　旗野　健三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
事務所新潟市中央区学校町一番町一二番地市役所前ビル七階
相続財産管理人　弁護士　齋藤　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県小浜市小浜広峰九〇番地、最後の住所福井県小浜市小浜玉前八五番地の二
被相続人　亡　田邊　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
福井県小浜市小浜広峰九六番地
相続財産管理人　司法書士　杉谷しげよ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県三方上中郡若狭町田井第八六号四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　武岡チヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
福井県小浜市小浜広峰九六番地
相続財産管理人　司法書士　杉谷しげよ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市中津山町第一五号一九番地、最後の住所福井県鯖江市丸山町二丁目一番二五―二号　被相続人　亡　山﨑　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日
福井県越前市蓬莱町三―三二　蓬莱ビル二階　市川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市川　亮平

第45期決算公告　平成26年7月15日

名古屋市中区錦一丁目5番11号
伊藤忠エネクスホームライフ中部株式会社
代表取締役　三木　祐至

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,334,423
	固定資産	762,352
	合計	3,096,775
負債及び純資産の部	流動負債	1,184,371
	固定負債	245,692
	資本金	1,659,155
	資本剰余金	80,000
	利益剰余金	4,071
	利益準備金	1,575,084
	その他利益剰余金	20,000
	（うち当期純利益）	1,555,084
	評価・換算差額等	(215,339)
	合計	7,557
		3,096,775